

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の
症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任

意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の
症状等の報告に関する条例（平成十八年広島県条例第六十一号）の一部を次のように改正す
る。

第一条中「第二十二條の四第二項」を「第二十一條第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。